

6 労働争議 争議行為を行った人員は過去最少 ——厚労省調査

厚生労働省は7月30日、2020年「労働争議統計調査」結果を発表した。それによると、2020年に争議行為を実施した人員は過去最少となった。

調査は、国内における労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにすることを目的とし、毎年実施しているもの。対象は、全国・全産業で、労働組合または労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、争議行為が現実に発生したものまたはその解決のために第三者が関与したもの。2020年1月から12月までの各月について、月初めから月末までの1カ月間を調査期間とし、この期間内に発生または前月より継続している労働争議について毎月末日現在で調査した。

労働争議の件数は前年より増加

労働組合や労働者の団体とその相手方との間で生じた全ての労働争議（以下、「総争議」）の件数は、303件（2019年度268件）で減少傾向にあるものの、比較可能な1957年以降、最も少なかった前年に比べ、35件（13.1%）の増加となっている。

また、争議行為参加の有無にかかわらず、労働争議の発生から解決に至るまでの期間中における労働組合または労働者の団体の最大員数（以下、「総参加人員」）は、5万7,426人（同10万5,340人）となり、前年に比べ、4万7,914人（45.5%）の減少となった。

このうち、争議行為を伴う争議の件数は57件（同49件）、総参加人員は3万2,436人（同5万7,345人）となり、前年に比べ、件数は8件（16.3%）増加、総参加人員は2万4,909人

（43.4%）減少した。総参加人員のうち、実際に争議行為を行った実人員（以下、「行為参加人員」）は6,013人（同1万7,763人）となり、前年に比べ、1万1,750人（66.1%）減少した。

争議行為の件数は医療、福祉が最多

争議行為を伴う争議を行為形態別にみると、ほとんどが労働組合または労働者の団体が一時的に作業を停止する「同盟罷業」となっている。

このうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の半分以上である「半日以上同盟罷業」の件数は35件（2019年度27件）、行為参加人員は806人（同5,345人）だった。前年に比べ、件数は8件（29.6%）増加、行為参加人員は4,539人（84.9%）減少している。労働者が実際に半日以上同盟罷業に参加したことにより労働に従事しなかった延べ日数（以下、「労働損失日数」）も1,817日（同1万1,002日）となっており、前年に比べ、9,185日（83.5%）の減少となった。

一方、作業停止時間が1日の所定労働時間の半日未満である「半日未満同盟罷業」の件数は34件（同33件）、行為参加人員は5,324人（同1万1,609人）だった。前年に比べ、件数は1件（3.0%）増加、行為参加人員は6,285人（54.1%）減少している。

争議行為を伴う争議を産業別にみると、件数は「医療、福祉」が18件と最も多く、次いで「製造業」が13件、「運輸業、郵便業」が9件の順となった。行為参加人員は「医療、福祉」が4,438人と最も多く、以下「製造業」が1,003人、「運輸業、郵便業」が260人となっ

た。労働損失日数は「教育、学習支援業」が605日と最も多く、次いで「運輸業、郵便業」が527日、「医療、福祉」が350日となった。

8割の労働争議が2020年度中に解決

総争議の件数を要求事項別（複数回答、主要要求事項を2つまで集計）にみると、「賃金」に関する事項が154件（2019年度127件）と最も多く、総争議件数の50.8%を占めた。次いで「組合保障及び労働協約」に関する事項が126件（同97件）、「経営・雇用・人事」に関する事項が74件（同86件）となっている。

総争議の件数303件のうち、2020年度中に「解決又は解決扱い」になった件数は248件（2019年度208件）であり、総争議件数の81.8%となった。

解決方法別にみると、「労使直接交渉による解決」が61件（同45件）、「第三者関与による解決」が79件（同62件）、「その他（解決扱い）」が108件（同101件）となっている。なお、「第三者関与による解決」の内訳をみると、労働委員会関与の「あっせん」が78件と最も多く、解決又は解決扱いとなった件数の31.5%となった。

労働争議の解決状況を、争議発生から解決に至るまでの日数（労働争議継続期間）でみると、「91日以上」が81件（2019年度66件）と最も多く、解決件数の32.7%を占めた。次いで、「30日以内」が67件（同53件）、「31～60日」が56件（同47件）となっている。

（調査部）